

鎌ケ谷市いじめ防止基本方針（概要）

鎌ケ谷市いじめ防止基本方針の特徴

本基本方針の特徴

この鎌ケ谷市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

特徴は、次の2点です。

<特徴1> 児童会や生徒会など、児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進

児童等がいじめ防止等について、自ら考え、行動することが求められています。実際、市内の小中学校において取り組まれている事例があります。本市では、こうした活動がより活発に展開されるよう推進していきます。

<特徴2> 児童生徒が気兼ねなく情報や意見を投函できる相談箱などの設置

いじめに関するものに限らず、どんな些細なことでも児童生徒が気兼ねなく相談ができ、また、意見を言うことができる環境整備は非常に大切です。本市では、児童生徒の心の声を拾えるよう相談箱などを設置していきます。

(※ 特徴1及び2は、第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること、に記載。)

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、同じ学校に通学するなど、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、また、インターネットを通じて行われるもので、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ・ いじめは、絶対に許されない行為である。全ての児童生徒はかけがえのない存在であり、社会の宝である。
- ・ いじめの防止等に向き合うため、いじめは、全ての児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである、という認識に立ち積極的にいじめを認知し、対応する。
- ・ 市、学校、保護者、家庭、地域社会その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

第2章 いじめの防止等のために鎌ヶ谷市が実施する施策

教育委員会の取組み

- ・ 専門家を講師とする、いじめの防止対策に関する各種講演会の企画・運営
- ・ ネットトラブルへの注意喚起やSNSのマナーなど、情報モラル教育を推進
- ・ 「いじめ総点検調査」を実施し、結果の分析、助言・指導
- ・ 「鎌ヶ谷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、各種関係機関との連携推進
- ・ いじめ重大事態が発生した際の調査機関として、医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者、その他の関係者により構成される調査部会の設置

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すること

- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行う学校いじめ防止対策委員会の充実
- ・ 各学校ごとの「学校いじめ防止基本方針」の策定及びその見直し
- ・ 児童会や生徒会など、児童生徒が主体となるいじめの防止活動の推進
- ・ 実態に即したアンケート調査や教育相談の随時実施
- ・ 児童生徒が気兼ねなく情報や意見を投函できる相談箱などの設置
- ・ いじめを受けた児童生徒と助けようとした児童生徒の生命、及び心身を守ることを優先
- ・ 学校間及び地域の関係団体と連携・協働

第4章 保護者・市民の役割

1 保護者の役割

- ・ 保護者は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護を優先する。
- ・ 保護者は、いじめは絶対に許されない行為であることを、その保護する児童生徒に理解させ、いじめを行うことのないよう、必要な指導を行う。
- ・ 保護者は、市及び学校が実施するいじめの防止等の為の措置に協力するよう努める。
- ・ 保護者は、ネットトラブル防止やSNSの使い方について、一定のルールを設けるなど、トラブルの未然防止に努める。

2 市民の役割

- ・ 児童生徒に対する見守り、声かけなどを行い、児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ・ いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める。

第5章 重大事態への対処

※ 重大事態とは、いじめにより、①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑

いがあると認めるとき、②児童生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ年間30日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、をいう。

1 発生と調査

- ・学校は、事実認知後は、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くすとともに、直ちに教育委員会に報告をする。報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。
- ・調査は、原則として教育委員会が主体となって行うが、事案に応じて関係する保護者の要望を把握した上で調査主体を決定する。（学校又は教育委員会）
- ・調査は、そのいじめ事案の関係者と直接人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部会で行う。

2 市長による再調査及び措置

- ・報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査部会に再調査を行わせることができる。